

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人白鳩福社会の定款第8条、定款第21条に基づく評議員、役員等の報酬等の基準、額及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この規定において、次の各項に掲げる用語意義は、当該各号の定めることによる。

- (1) 評議員とは、定款第5条及び第6条による者をいう。
- (2) 役員とは、定款第15条及び第16条による理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、前号の役員のうち、理事長及び本会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、第2号の役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。

(報酬等の額)

第3条 評議員の報酬は日額とし、評議員会への出席の頻度、定款第8条に定める金額の範囲内で、別表1に基づき支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼務する評議員には支給しない。

- 2 常勤役員の報酬は月額とし、別表2に定める金額の範囲内で支給する。ただし、本会の給与規定に基づき給与の支給を受ける役員には支給しない。
- 3 非常勤役員の報酬は日額とし、理事会等本会業務への出席の都度、別表3に基づき支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼務する非常勤役員には、支給しない。

(報酬支払方法)

第4条 前条第1項及び第3項に規定する報酬は、現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 前条第2項に規定する報酬は、翌月15日に本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込み、支給する。

(費用弁償)

第5条 本会は、第2条の第1号、第2号及び第4号による評議員、役員等が、その職務を行うために要する費用を弁償する。

- 2 費用の弁償の額は実費とする。
- 3 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(公表)

第6条 本会は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(規定の改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

この規程は、平成29年度定時評議員会終結の時より施行する。

別表1 評議員の報酬(日額)

名称	報酬
評議員会出席報酬	10,000円

別表2 常勤役員の報酬(年額)

名称	報酬
理事長業務報酬等	4,500,000円
理事業務報酬等	3,600,000円

別表3 非常勤役員の報酬(日額)

名称	報酬
理事会・評議員会への出席	10,000円
法人及び施設業務のための出勤	10,000円
監事監査報酬	10,000円